

(1) 生活保護基準の見直し①

ア 生活扶助基準の見直し・改定

- ◎ 現下の社会経済情勢にかんがみ、平成21年度は、昨年度に引き続き、生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置き。

イ 母子加算の見直し及び就労支援の強化

(ア) 基本的な考え方と現在までの取組

- ◎ 平成17年度から、一律・機械的な母子加算を段階的に廃止する一方で、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換。

- ① 平成17年度に、「高等学校等就学費」を創設。
② 平成19年度に、「ひとり親世帯就労促進費」を創設。
③ 平成17年度以降、「就労支援プログラム」による支援の実施。

(イ) 「ひとり親世帯就労促進費」の周知徹底とその活用

- ◎ 平成21年度は、母子加算の段階的見直しの最終年度。

- 自治体においては、「ひとり親世帯就労促進費」の適用が円滑に実施されるようご配慮をお願いする。
① 「ひとり親世帯就労促進費」の周知
② その支給要件である「就労支援プログラム」への参加の促進

(ウ) よりきめ細やかで一貫した就労支援(ステップアップ支援)の実施

- ◎ 母子世帯の就労支援については、現に就労や職業訓練を行っている母子世帯だけではなく、就労阻害要因のない未就労の母子世帯についても、就労意欲を向上させ、効果的な就労支援を継続的に行うことが重要。

- 自治体においては、平成21年度から開始する「就労意欲喚起等支援事業」(※)を活用し、よりきめ細やかで一貫した就労支援(ステップアップ支援)をお願いする。

[※ 就労意欲や就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者を対象として
カウンセリングや生活能力向上のための訓練等の支援を行う事業]